

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和5年度第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（総合公園）
日時	令和5年7月15日（土） 午後2時 ～ 午後4時
場所	芦屋市役所 南館4階 会議室
出席者	委員長 富田 智和 副委員長 赤澤 宏樹 委員 藤川 千代、和田 聡子、上田 萌子 市出席者 企画部 部長 上田 剛 企画部市長公室主幹（行革担当課長） 三柴 哲也 企画部市長公室 DX行革推進課係長 井上 裕士 事務局 都市政策部 参事（都市基盤担当部長） 足立 寛 都市政策部都市基盤室 道路・公園課長 石濱 晃生 都市政策部都市基盤室 道路・公園課主査 南 善樹 都市政策部都市基盤室 道路・公園課員 橋本 直哉
事務局	都市政策部都市基盤室 道路・公園課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 <非公開・一部公開とした場合の理由> 公開することで、募集内容、審査要領、選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため。

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 出席者自己紹介
- (4) 委員長互選・副委員長の指名
- (5) 会議運営に関する説明等
- (6) 議題
 - ア 募集要項・業務仕様書について
 - イ 審査要領・選定基準について
- (7) 次回以降の委員会日程について
- (8) 閉会

2 提出資料

- 当日資料1 芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則
- 当日資料2 変更点一覧表
- 当日資料3 施設パンフレット・施設図面（総合公園、潮芦屋緑地、ビーチ）
- 当日資料4 潮芦屋緑地・ビーチ・南護岸外管理業務委託仕様書
- 当日資料5 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

当日資料6 芦屋市都市公園条例

当日資料7 市加入の保険内容

資料 1 仕様書（案）

資料 2 募集要項（案）

資料 3 審査要領（案）

資料 4 選定基準（案）

3 審議内容

<事務局：橋本>

ただいまより第1回芦屋市総合公園指定管理者選定・評価委員会を開催いたします。本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。道路・公園課の橋本です。どうぞよろしく願いいたします。

本委員会は、芦屋市附属機関の設置に関する条例により、公の施設（総合公園）の指定管理の候補者の選定、並びに指定管理者に行かせた公の施設（総合公園）の管理に係る評価に関する事項についての審議を行う機関として位置づけられております。2号委員の赤澤委員、上田委員には、本来ならば市長より委嘱状を交付させていただくところではございますが、公務の都合で出席がかなわず、机の上に配付させていただいております。任期は、指定管理の候補者が選定されるまでとなっており、令和6年3月31日までの予定です。よろしく願いします。

本日は、委員の皆様との初顔合わせとなりますので、自己紹介をお願いいたします。お名前と所属のみで結構ですので、事前に配付させていただいております委員名簿の名前の順にお願いいたします。

（委員自己紹介）

<事務局：橋本>

なお、次回の委員会におきましては、応募者との利害関係の有無により委員の交代の可能性があることを事前にお伝えしておきます。

続いて、事務局側市職員を順に紹介させていただきます。

（市の出席者自己紹介）

<事務局：橋本>

次に、芦屋市指定管理者選定評価委員会規則を御覧ください。規則第3条により、委員長は委員の互選によって定める、また副委員長は委員長が指名するとあります。まずは委員長の選任をお願いしたいと思いますが、皆さんの中でどなたか御推薦はございますでしょうか。

<藤川委員>

富田委員をお願いするのはいかがでしょうか。

<事務局：橋本>

富田委員を委員長にという御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<事務局：橋本>

ご異議がないようですので、富田委員に委員長をお願いしたいと思います。
富田委員、よろしくお願いいたします。

それでは、富田委員長、副委員長の指名をお願いいたします。

<富田委員長>

副委員長は、赤澤委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<事務局：橋本>

ご異議がないようですので、赤澤委員に副委員長をお願いしたいと思います。
赤澤委員、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの進行は富田委員長にお願いいたします。

<富田委員長>

では、本日の委員会の成立についてのご報告をお願いいたします。

<事務局：橋本>

委員定数5人中5名が出席しており、過半数が出席であるため、本委員会は成立しております。

<富田委員長>

では、委員会の公開、非公開についてお諮りします。

<事務局：橋本>

芦屋市情報公開条例で、附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や、公開することにより会議の公正または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を特定の法人が早く知ることにより有利になる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれるおそれがあるため、非公開とするべきと考えております。

<富田委員長>

事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることに異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

<富田委員長>

では、会議を非公開で取り扱いたいと思います。
議事録の取扱いについて、事務局からの説明をお願いいたします。

<事務局：橋本>

議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべきとされているところですので、そのように取り扱いたいと考えて

おります。

<富田委員長>

ただいま事務局から説明がありましたが、質問、ご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

では、議事録の取扱いについては、発言者名を含め非公開の趣旨を損なわない範囲での公開とさせていただきます。

では、本題の議題に入っていきたいと思います。まず、募集要項、業務仕様書について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局：南>

それでは、募集要項と業務仕様書についてご説明をさせていただきます。

【内容説明】

ご意見のほう、よろしくをお願いします。

<富田委員長>

募集要項、仕様書で質問、意見をお願いします。

<藤川委員>

3点、質問がございます。1点目が、募集要項の28ページ以降に収支の状況について記載がありますが、28ページの上の表、収入に関する令和4年度の利用料金収入が他年度に比べて減っていて、後ろの表を拝見すると、北駐車場の料金収入が減っているように見られますが、その理由を教えてください。

<事務局：南>

令和4年度、北駐車場の収入が減っている理由は、兵庫県の護岸高潮対策工事で護岸を閉鎖したことによって、釣りの利用者の利用の件数が減少したことによるものです。

令和5年夏頃までに工事は終わりますので、令和6年度以降、この指定管理の期間に関しては通常どおり、工事前の水準は確保されるであろうと考えています。令和4年度の減少は、一時的な収入の減で理解しております。

<藤川委員>

次に、仕様書の23ページ、11、自主事業等の記載に関連して、私は5年前も選定委員をしていましたが、その際に、自主事業に関連して少し議論になっていたのが、コンビニの設置と学童保育事業、ドッグランの設置です。まず、ドッグランの件について、今の表現では、市としては整備の方向だけれども、自主事業である以上、強制をしているわけではなく、その判断は応募者に預けているというニュアンスの表現で募集要項の仕様書も記載しているという理解でいいでしょうか。選定する側として、仮にドッグランを自主事業として提案してこなかった場合の取扱いについて、どう捉えるべきかが悩ましいなと思ったので質問させていただきます。

<事務局：南>

ドッグランについての記載について、自主事業としている手前、提案しなさいという表現はなかなか書きにくいところです。バーベキュー施設についても、本来の事業ではなくて、自主事業という扱いにしています。だから、バーベキュー施設と同じような記載にしています。

<赤澤副委員長>

それであれば、ドッグランもそういった性質でいかないと仕方がないとすれば、どこまで強く言えるかどうか、中身が分からないと提案しようがないです。広さとか、大型犬、中型犬、どれだけやるかということは前提として提供いただかないと、応募者としては、多分、やりますと書くか、やらないと書くかくらいしかないとします。

<事務局：南>

どの場所で、どういう規模で考えているか施設概要のようなものですか。

<赤澤副委員長>

「なお、変更があります。」というような表現でもいいですけども。

<事務局：南>

面積や位置等施設概要は、検討する上では必要だと思いますので、市の出せる情報を精査して、仕様書に盛り込めるところを検討したいと思います。

<事務局：足立>

犬を連れて散歩する方がたくさんおられるのは事実ですけど、犬自体をよしとしない方もおられたりもするので、市の発信の仕方や調整が必要な部分もあります。ただニーズ調査すれば欲しいという声もありますので、そういった取扱いというか、どれぐらいの大きさにしようかも、そこの表現は工夫したいと思います。

いろいろな意見がある中で、今のアンケートも取ったりして進めていますけど、どのぐらいの面積がいいのかも含めて、おっしゃられる意見もよく分かりますので、そこは調整させていただきます。

<藤川委員>

あとはコンビニと学童保育ですね。少し補足をお願いします。

<事務局：南>

コンビニについては、前回の提案では、新しく建物を建てるという提案になっていましたが、市で確認したところ、都市公園条例の建蔽率の制限により、新しい施設を公園内に建てるのは難しいことが分かりました。現在管理棟の中にカフェが入っていますが、そこと連携して何かやっていただくようなことを考えて提案していただきたいと思います。明確にコンビニと文言はうたっていないですけど、カフェ等の利用は考えられるところかなと思っています。

あと学童について、現指定管理者は学童保育で、自主事業としてプログラムとして上がっているところはありますが、今回内容に入れるかどうか、市で検討させていただきます。

<藤川委員>

自主事業である以上、別に市が積極的に例示として挙げるものでもないと思いますが、サンプルに現状どうなっていますかという質問をさせていただきました。

<事務局：南>

仕様書には、現指定管理者の年度評価のリンクを貼っていますが、コロナの関係であまりできてないところもありますが、こんな事業もやっていますと例示させていただいていますので、提案者の方はその辺を参考にして、計画をつくっていただく流れになるかと思います。

<藤川委員>

基本的に、今の指定管理者は、学童事業を継続してやっていますか。

<事務局：南>

そうですね。当初考えていた規模よりは限定的にはなりますが、夏休み限定で実施しております。

<藤川委員>

最後に、形式的な話かもしれませんが、仕様書の32ページ。前回からの変更点としても触れてくださったように、一番下の20に収益の還元という項目を追加していますが、公園の管理運営において、どのように経費を節減できるかについて検討することという記載と、17の維持管理費の縮減に係る積極的な提案は、何か内容としては違うのでしょうか。

<事務局：南>

内容としては同じです。

<藤川委員>

募集要項も同じだと思いますけど、(17)の記載と(20)の記載を見比べると、経費を縮減してくださいという話と、ネーミングライツの制度導入のときは協力してくださいという話と、収益は還元してくださいという3つの話が項目の中に混在しているように見えます。それぞれ趣旨は異なるものかと思いますが、列記されるのであれば、ばらばらにしたほうが分かりやすいかなという印象は持ちました。最終的な取扱いはお任せしますが、特に経費の縮減に関しては記載が重複しているように拝見できる点も含めて、整理をお願いします。以上です。

<事務局：南>

わかりました。

<赤澤副委員長>

私の理解では、20は公園全体の経営と指定管理料とか全体を圧縮して、どう経営して、どう還元するかという理解かなと思っていますけど、17については、ネーミングライツは1ページの表の中の施設だけですね。

<事務局：南>

今回のネーミングライツの対象は公園全体です。

<和田委員>

1点は意見で、1点は質問。1点は、単純に表記のことで合計3つになります。

1つ目、意見で、募集要項の4ページの下、応募資格の直前の(2)業務の委託と、仕様書13ページの(2)組織体制及び人員配置等です。こちら、業務の一部を第三者に委託するに当たって、市内企業育成のことが書かれています。これはもちろんですけど、ここの意見としまして、市内企業を最優先として活用してくださいと、4ページも13ページも書かれています。

最優先という言葉ですが、募集要項の3ページを開けていただいて、一番上の管理運営方針で、指定管理者の創意工夫で質の高いサービスで、管理運営費の節減があります。そして、市民の立場で市民利益、消費者利益を考えると、今の市内業者育成の観点の最優先という言葉が、少し無理があるのかなと思います。結局、最優先させるってことは、もしかしたら経費としては節減にならないかもしれない。これは、むしろ市内業者を保護することになります。ですから、最優先という書き方は、経費としては、市内業者を取ることによって、もしかしたらコストは上がるかもしれないです。

最優先という書き方より、むしろ市内企業を考慮、配慮するという書き方ですと、経費は上がっても市内業者を優先するとなりますが、最優先というのは、方針と少し齟齬があると思いますか、どちらを取るのかってことになりますので。今言いました最優先よりは考慮とか配慮という言葉のほうが、幅広く取れるのではないかというのが意見ですけど、その辺どうでしょうか。

<富田委員長>

最優先の意味は、事実上限定という感じの意味があります。最優先という言葉を見れば、そういうふうには思います。市内業者を事実上限定みたいな感じになります。

<富田委員長>

ただ、経費の節減も大事だけれど、一方において、もちろん市内で業者を育成しなければいけないという要請も、分からないではないです。入札監視委員会をやっていたときも、市内業者をどういうふうに保護するか、ちょうど議論になったところです。

<和田委員>

茨城県とかで、市が結局負けている判例があります。市内業者優先だけれど、経費削減という部分では優先するべきなのか。判例、結論だけ見たら、結構、最優先のところは、市民としては結局税金として、かなり経費として上がるので、本市の節減にはならないので、これは負けているという状況はあります。

<富田委員長>

すみません、その判例は知らないですけど、結局、住民訴訟か何かで経費が無駄に上がっている部分について、市が負けているということですか。

<和田委員>

いや、業者を限定している。市内業者じゃなくても、この事業は他の業者が入れるのに、

結局、市内業者を優先して、この場合は経費が上がっているという、そんな感じでした。そういうケースがあると思って、今後、市内業者をどこまで育成するのか。

<富田委員長>

難しいところですよ。

<和田委員>

難しいです。これでしたら、管理運営の節減を図る方向と書いているのも、最優先って、そこをどう捉えるのかなと。

<富田委員長>

市内業者で管理系コストが下がる可能性もあります。

<和田委員>

そうですが、他市の業者が参加するほうがより競争が働いている。

第三者に委託することがない指定管理もあります。ただ、第三者に委託する場合、全部、「最優先」という表記で芦屋市で統一されているのであればいかかと、他の自治体の施設の委員会でも議論になったところだったので。最優先という書き方をされているのはあまりなかったですから。

<赤澤副委員長>

矛盾が生じるような書き方ですが、そういったことを優先するとか考慮するというところで、例えば神戸市は配点の中にそれがあります。公園管理やほかの局でも採点にあるということは、それも公開してやっている自治体もあって、そういうことも検討しましょうってことさえ公開しておけば、あとは提案次第で、応募者の責任とするということが、私の知っている範囲では多いです。

これも迷いますよね。応募するときに判断できない。どちらをどう考えたらいいのか。

<事務局：南>

表記としては、市内企業育成等のため、市内企業を最優先と書いております。

<上田委員>

初めのほうの事務局のご説明で、以前より管理料が削減になるというお話がありまして、その考え方、理由について説明していただきましたが、管理料が削減されることによって、これまでされてきたサービスが低下してしまうというおそれはないのでしょうか。そのあたりの見通しを教えていただけたらと思います。

<事務局：南>

管理料の削減の根拠としましては、募集要項の28ページの収支で、上が収入で下が支出の項目で、令和元年から5年度で、下の支出のトータルの合計の1つ上の段、収支差で、例年500万円から令和3年度は900万円で、収支の黒字が出ている状況です。

この黒字の理由が何かというと、駐車場収入です。そちらが当初の予定よりも大きく増えているところもあるので、その駐車場の収入を、今回、予定価格算出に当たって、過去の実績、令和元年から4年の分の実績等々をベースにしましたが、そちらで算出すると、やはり

現在の指定管理料を若干下げても、水準は維持できるのではないかと判断しております。

<上田委員>

今まで出てきていた利益の部分は、その指定管理者の収入になるのですか。

<事務局：南>

実際は指定管理者の収入になっていたところがあるので、指定管理料を下げ、それに加えて公園への還元の提案をしていただくことで、予定よりも大きな収入を得た場合には、公園に還元してもらう方向性をつけたいと考えております。

<上田委員>

分かりました、ありがとうございました。

<赤澤副委員長>

ちなみに、そういうことはしないというか、頑張ってもうけたから経費削減とか、そういう経費削減のために指定管理者制度が導入されてからやっているのは、総務省から平成16年に、全市長宛てに御指導が入りまして、とにかく全てを削減の対象にすることはやめなさいということだったので、やめたほうがいいのか、前指定管理者も民間ノウハウでもうけただけで、何もせずに、たくさん人が来て、もうかったのではないわけです。それを再投資して、還元しなさいという提案は残しつつも、儲かった分は、最初から取っておくのは不公平というか、経営の工夫の仕方を奪っていくことになります。

それは、こういうマネジメントは基本中の基本の考え方であって、各自治体で指摘されているとこです。そういった機会を奪っているということだけを指摘しておきます。

<上田委員>

おっしゃるとおり、企業努力という部分を丸々召し上げられるということになると思います。

<藤川委員>

長くこちらに関わらせていただいておりますが、収支差がプラスで出たときの還元の仕方といいますか、応募者、指定管理者にとってはモチベーションにつながり、市にとっても一定還元ができる仕組みが、本市はあまりないと思います。

最初に事業者が提案する時点で、市に、明らかに収支差はプラスなので修繕積立金という形で将来の投資に係るものをきちんと積み立てていってくださいと提案させるところに対して、金額に応じた点数の傾斜配分を用意しているケースはありますけども、事後評価といいますか、将来生じた収支差のプラス部分に対して、何パーセントは市に還元してもらうけれども、何パーセントは当然、事業者の努力の下で生じたものだから、そのまま指定管理者の取り分という言い方が適切かどうか分かりませんが、事業者に残るような仕組みとかの導入には至っていない、というのが印象です。

こういう議論になったので、意見として言わせていただくと、特にこの施設に関しては、指定管理料の多寡についても、後から出てくる審査基準の中で、市の負担が減るように、少ないところに多く点数を配分する仕組みも入れていらっしゃらないですし、事業者側から

応募時に提案される収益の還元策に対して、あるいは結果的に指定管理料の縮減につながるような経費全体の縮減提案に対して、我々の判断の下で点数をつけてくださいという採点の仕方にされています。芦屋市では、施設によって特性もありますが、取扱いにばらつきを感じているところではあり、1つの課題かなと思います。

<富田委員長>

ほかに質問はないですか。

<赤澤副委員長>

細かい質問を含めて、4点ぐらいあります。まず、募集要項の1ページ目の主な施設ですけど、たしか高架下に現指定管理者がフットサルコートを整備していませんでしたか。

<事務局：南>

第2スポーツコートは、市で工事して整備しました。

<赤澤副委員長>

設置管理許可ですか。

<事務局：南>

設置管理許可ではありません。

<赤澤副委員長>

前提条件として、これをやってくださいということは提示できるのですね。

<事務局：南>

その通りです。

<赤澤副委員長>

あと、確認したかったのは、応募資格の項で、構成団体が書かれていますが、大体こういうのは協力団体みたいものを提案半分でたくさんつけてこられる。事業をすることの担保にもなる感じですけど、大体の協力団体はどこか1事業体に協力すれば、ほかの事業体に協力しないということもよくあります。公共としては、いつも困ります。

ほかのところでも、それは禁じていませんと言いますが、実態としては、どれか1つの企業にしか協力していないです。他社、他団体への協力を禁じないことを要項に書きにくかったら、質疑の中で、聞かれなくてもしっかり伝えていくことにすると、どんな事業者でも地元で即した提案ができるかと思います。

最後1点、障がい者雇用は特に配慮はされませんか。法律もありますが、そもそも雇用人数もそんなにいないでしょうし、過去には海岸清掃などで、障がい者の作業所の方に発注して、非常に丁寧に仕事していただいてとてもよかった時期もありましたが、そういったことは、特に指示や配慮はありませんか。

<事務局：南>

今回の募集要項の中には、高齢者や障がい者の雇用の記載は入っていません。

<赤澤副委員長>

雇用の規模、そもそもの規模が小さいから、1人雇用したら、20%ぐらいになってしまう

というので、厳しいかなという気もしますので、こういった意見として付すだけで取扱いはお任せします。

私からは以上です。

<富田委員長>

ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

ありませんので、次、選定基準にいきたいと思います。

<事務局：南>

引き続きまして、選定審査要領と選定基準です。

【内容説明】

<富田委員長>

では、ご意見、ご質問をお願いいたします。

<赤澤副委員長>

まず、審査要領(案)の配点の10点ですけども、これはほかの施設の指定管理でおよそこういった幅でやると決まっているように思いますけど、変更できるのですか。

というのも、7割が合格点で問題はないですよ。非常に優れた事業者が複数いるときに、8、9、10でしか採点できなくて、2点しか差がつかないです。ほぼ、この幅だけで採点するようなもので、ほとんど使わない0点から6点が大き過ぎるのが、ちょっと気になるなと思います。我々が実際に評価する点数の幅を増やしていただくことでいいのかなという気はしました。

<富田委員長>

7、8、9、10点でしか評価ができない。

<赤澤副委員長>

8、9、10点だけかもしれないですね。非常に優れているが9、10で、2点分足すぐらいでもいいかとは思いますが。

<藤川委員>

これが普通という基準値みたいな点数の判断は、確かに委員によって割れますが、総合したときの順位は割とそろいます。

<赤澤副委員長>

そろっています。

<藤川委員>

そろっている印象はありますが、全てがそうかどうかは分からないという意味では。

<赤澤副委員長>

そのときに、今申し上げた意見が、採点の幅を広げたら差がばらつく可能性も上がることになって、どっちがいいのかなと。

<富田委員長>

複数に応募したときに、今まで私自身も複数応募の経験はあんまりなかったですけども。

<赤澤副委員長>

そうですね。

<富田委員長>

今まで私自身も複数応募の経験はあまりなかったのですが、複数に応募したときに、確かに差がつきにくくなって、1点、2点で勝敗が決まってしまうのは好ましくない。偶然に左右されるような感じは好ましくないから、確かに採点の幅を広くしといたほうがいい。

複数に応募して、本当にシビアな1点、2点の差で勝敗が決まるということは、私がやってきた中ではなかったです。

<和田委員>

ただ、本来は1者じゃなく複数が前提です。

<富田委員長>

はい、競争でね。

<和田委員>

ですから、この配点は、赤澤先生がおっしゃるように、複数の業者で張り合う場合に、1点、2点差では好ましくないです。

<赤澤副委員長>

さっきの後半の話も含めて、実際にあったのですが1人の点数がすごく高く、あと4人が5人ぐらい全部違うのを選んでいるのに、これに決まった。点数に幅を持たせて1点ぐらいは広げてもらったらいいかと思います。

<富田委員長>

確かに1から6点まで問題があってというのは、確かに若干アンバランスのような感じがします。

<藤川委員>

それは、私も前から思っただけです。各項目の足切りが100分の50という意味では、半分の点数を合格点と見ているように読める一方で、この指標を見ると6点以下がやや問題になるとなっているあたりは、考え方としては、やや整合してないようには見えますね。

<赤澤副委員長>

そうですね。項目ごとは100分の50と書いていますね。

<藤川委員>

そうですね。

<赤澤副委員長>

そうすると、これは項目ごとだから、こっちの点数も5点が基準になるような感じもします。総合点が70点以上ってことですよね。

<富田委員長>

ただ、この項目ごとの100分の50は、あまりにも問題にあるものが1個でもあったら、駄目ですという意味なので。

<赤澤副委員長>

そういうことですね。

<藤川委員>

5の基準をどこに置いて、7の基準をどこに置くかをきちんと決めた上でないと、どれぐらい点差でつけるのが適切だというのが、ちょっと難しいですね。

<富田委員長>

難しいですね。

<赤澤副委員長>

もう1点、選定基準の1の(1)設置目的や特徴に合致したとか、市の基本方針を踏まえた上でということですが、この公園の設置目的や特徴、基本方針について、何か資料はありますか。あまりパーソナルプランみたいなものが策定されてないときに、設置目的が曖昧であったりして、よくここの部分の採点で迷います。ほぼ差がつかないところがあるので、設置目的がこれとか、ここに書かれているのを踏まえた上でという工夫がしっかりされるような記述にすることが、ここでも差をつけられるような、基準にできるかということだと思います。

設置目的とか、公園で個別にありますか。

<事務局：南>

個別にはないです。

<赤澤副委員長>

特徴も公共が示した特徴にしないと、それはスポーツをやっている業者はすごく広くて、スポーツしやすい特徴を書いてくるし、造園業者の方々は自然が豊かだという特徴を書いてくる。これを、しっかりこちらから示すことが必要かなと思います。参考資料とかをつける感じですね。

<事務局：南>

仕様書の2ページの基本方針があります。

<赤澤副委員長>

芦屋市総合公園というか都市公園という感じの中身だから、具体的な設置目的はないですよ。

<事務局：南>

具体的なところはありません。

<赤澤副委員長>

ここであればこれと、基本方針を全部統一したほうがいいような気がします。

そうすると、提出の様式も文言を変えた方がいいかなと。今、設置目的が募集要項とか、

今の配点に応じた様式のところで、設置目的、目標設定とかありますので、それを基本方針に合わせていただいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

<藤川委員>

資料5の選定基準の最後の収益の還元について、参考までに教えていただきたいですが、たしか現指定管理者にもこれは求めていらっしゃると思いますので、直近までの収益還元の具体的な事例を教えてくださいませんか。

<事務局：南>

直近ですと、公園の園路脇にあるフットライトが大分老朽化していて、40本ほどをLEDにして新しくするというのを、収益還元で計画的にここ2年やっているところです。

<藤川委員>

ありがとうございます。

<富田委員長>

ほか、いかがでしょうか。

<上田委員>

募集要項の話に戻ってしまうかもしれませんが、今回、選定基準の中に植栽樹木等の維持管理について項目を追加されたということで、ここをぜひ期待したいということですが、市として植栽等について、募集要項を見ると公園の景観づくりの観点からの樹木管理が書かれていますが、市として、こんなふうにしてほしいという期待、要望はお持ちでしょうか。

<事務局：南>

現指定管理者でいうと、やはり除草、剪定、そのスケジュール管理、そこに若干の改善点というか、そういうところをもう少し適切に維持管理してほしいところがあるので、市としてはもう少し強化していただきたいところがあって、今回、評価に入れさせていただいた次第です。

<事務局：南>

具体的には仕様書の15ページに、剪定の基準について書いています。芦屋市街路樹維持管理基本書、これは公開しているものですが、こういうのに記載しているような剪定方法を参考にして管理してほしいと考えております。

<上田委員>

評価をするときに、芦屋市のこういうものを参考にやりますと書かれていたら、それは評価できるということになりますか。

<事務局：南>

その通りです。

<赤澤副委員長>

通行障害に気をつけようとしているような気がします。あと選定基準では景観づくりの観点からと書かれていますが、本来、公園は利用促進のために樹木育成するのであって、例えば、樹間を広くして緑陰をつくるとか、そういった人がたまる場所に景観できれいなお花で壁をつくる、こっち側は屋根にするなどがとても大事ですけど、例えば景観づくりの観点のところ、もう少し公園の利用促進に必要な方針などの言葉を足していくと、上田先生のおっしゃることが反映されるのではないかなと思います。

<事務局：南>

今の市の維持管理基本書に加えて、利用促進という考えですね。

<赤澤副委員長>

そうです。

<富田委員長>

今後の留意事項というところでいかがでしょう。特に、ほかはご意見等よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

<富田委員長>

では、いろいろ意見が出まして、要項、仕様書について御意見いただいた箇所の修正等については、委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

<富田委員長>

ありがとうございます。

では、予定の議事内容は以上かなと思いますけど、事務局よりほかに連絡事項等があればお願いいたします。

<事務局：橋本>

次、第2回委員会ですが、令和5年10月11日の水曜日午後3時からを予定しております。主に応募書類の選考結果について、御協議をいただきたいと思っております。第3回委員会は10月の23日の月曜日午後1時から、主に応募者との面接を予定しております。

また、日が近づいてきましたら開催の御案内等をお送りいたしますので、御予定くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

<富田委員長>

では、今日は閉会にしたいと思います。皆さん、お疲れさまでした。